

# 和歌山工業高等専門学校安全衛生管理規則

制 定 平成16年4月1日

最近改正 令和 6年4月1日

(趣旨)

**第1条** 和歌山工業高等専門学校(以下「本校」という。)の教職員の安全及び衛生管理に関しては、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員安全衛生管理規則(以下「安全衛生管理規則」という。)及びその他の法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(総括)

**第2条** 校長は、教職員の安全及び衛生管理の業務を総括する。

2 副校長は、教職員の安全及び衛生管理の業務に関し、校長を補佐する。

(衛生管理者及び安全管理者等の指名)

**第3条** 校長は、安全衛生管理規則に規定する衛生管理者、安全管理者、衛生管理担当者、安全管理担当者、作業主任者、化学物質管理者及び保護用具着用管理責任者を別表に掲げる区分によりそれぞれ指名するものとする。ただし、指名された者に事故等がある場合は、校長が別に指名する。

2 前項の指名及び解除は、別記様式第1号により行うものとする。

(安全衛生委員会の設置)

**第4条** 本校に安全衛生管理規則第13条に規定する安全衛生委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

**第5条** 委員会は、本校における教職員の安全衛生に関し、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- 一 教職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- 二 教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- 三 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
- 四 前3号に掲げるもののほか、教職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

2 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議することができる。

- 一 教職員の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- 二 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関すること。
- 三 前2号に掲げるもののほか、教職員の危険の防止に関する重要事項

3 委員会は、前2項に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項について調査審議することができる。

(組織)

**第6条** 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 副校長
- 二 校長が指名した衛生管理者

- 三 校長が指名した安全管理者
- 四 校長が指名した産業医
- 五 安全・衛生に関し経験を有する教職員のうちから校長が指名した者
- 六 総務課長
- 七 その他校長が必要と認めた者

2 前項第二号から第七号までの委員の半数については、労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき校長が指名する。

(委員の任期)

**第7条** 前条第一項第二号、第四号、第五号及び第七号の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

**第8条** 委員会に委員長を置き、副校長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が職務を代行する。

(会議)

**第9条** 委員会は、毎月1回開催するものとする。ただし、必要がある場合は臨時に開催することができる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

**第10条** 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聴取することができる。

(事務)

**第11条** 委員会に関する事務は、総務課人事係において行う。

(就業禁止交付書)

**第12条** 安全衛生管理規則第24条第2項に規定する文書の交付は、別記様式第2号により行うものとする。

(雑則)

**第13条** この規則に定めるもののほか、衛生管理及び安全管理に関し必要な事項は、校長が別に定める。

## 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

## 附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

## 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分		指名する者
衛生管理者		衛生管理者の資格を有している者1名
安全管理者		事務部長
衛生管理担当者		人事係長
安全管理担当者		施設係長
化学物質管理者		化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有すると認められる者1名以上
保護用具着用管理責任者		保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者1名以上
作業主任者	有機溶剤作業主任者	労働安全衛生規則別表第一による者 1名以上
	特定化学物質作業主任者	労働安全衛生規則別表第一による者 1名以上

様式第1号（第3条第2項関係）

指名及び解除の通知書

通 知 書	
(氏 名)	(職 名)
(通知内容)	
和歌山工業高等専門学校	に指名する を解除する
(通知年月日)	年 月 日
(機関の長)	印
和歌山工業高等専門学校長	

様式第2号（第12条関係）

就 業 禁 止 通 知 書			
交付年月日	年 月 日	文書記号番号	第 号
(氏 名)		(所属及び職名)	
<p>独立行政法人国立高等専門学校機構教職員安全衛生管理規則第24条第1項に基づき 下記により業務に就くことを禁止するので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 業務に就くことを禁止する理由</p>          <p>2 業務に就くことを禁止する期間</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 ～ 年 月 日</p>			
年 月 日			
和歌山工業高等専門学校長			印